

取扱職種の範囲等の明示

求職者・求人者の皆さまへ

株式会社みらいワークス

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の取扱業務範囲は、職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）とし、日本国内に限りサービスを提供します。

手数料に関する事項

- ・求職者の皆さまから、手数料は一切頂きません。
- ・求人者から徴収する手数料は、下記手数料表（消費税を除く）のとおり上限を定めております。なお、求人者と当社の契約において以下と異なる取決めをする場合がございます。

| サービスの種類及び内容 | 手数料の額及び負担者 |
|---------------------------------|--|
| 求人への充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス。 | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の年間想定賃金の200%とします。 また、上記を上限に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 手数料負担は求人者とします。 |

求人者情報の取扱いに関する事項

- ・求職者及び求人情報の取扱者は、職業紹介責任者となります（※）。
- ・求職者及び求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

個人情報の取扱いに関する事項

- ・個人情報の取扱者は、職業紹介責任者となります（※）。
- ・当社は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

- ・苦情処理の責任者は、職業紹介責任者となります（※）。
- ・苦情の申出があった場合は誠意をもって対応いたします。

返戻金制度に関する事項

・当社の返戻金制度は以下の規定に沿って求人者に対し返戻をいたします。なお、求人者と当社の契約において以下と異なる取決めをする場合がございます。返戻条件等の詳細については、契約書または覚書の該当条項をご確認ください。

| 返戻金制度の対象期間 | 返戻金額 |
|------------------|-------------|
| 入社日より1ヶ月未満の退職の場合 | 成功報酬の60%を返戻 |
| 入社日より3ヶ月未満の退職の場合 | 成功報酬の30%を返戻 |

違約金に関する事項

・当社は違約金制度に関する規約を設けており、以下の場合は求人者に違約金をお支払いいただきます。違約事項等の詳細については、利用規約の該当条項をご確認ください。

| 違約事項 | 違約金の額 |
|---|--------------------------|
| 当社の提供するシステム以外の求人者の連絡先を提示した場合、求職者の連絡先を聞き出す行為をした場合、当社の提供する管理画面を通じず求職者と直接やり取りをした場合等。 | 本来お支払いいただく成功報酬＋金 200 万円。 |
| 当社の提供するスカウトメールを面接等の選考以外を目的として利用した場合等。 | |
| 当社に対する通知及び回答について、虚偽の通知及び回答をした場合等。 | |
| 当社の提供するサービスを通じて求職者に対して不採用の通知をした日から6ヶ月以内に求職者と採用合意した場合等。 | |
| 当社の提供するサービスにおける求職者の取り扱いを決定等するのに必要な範囲で、当社の求める情報及び資料等を開示しなかった場合等。 | |

契約の更新及び解除方法

- ・求人者と当社における契約期間は、利用契約成立日又は紹介契約締結日より1年間とし、双方の契約終了の意思表示がない限り同一内容で自動的に1年間更新され、以後も同様とします。
- ・求人者は、利用契約の有効期間中に解約の申し出を行い、当該時点において完了していない求職者の選考等がないことを確認した上で当社が解除を承諾した場合、利用契約を解除することができます。
- ・なお、求人者と当社の契約において、以上と異なる取決めをする場合がございます。

(※) 求職及び求人者の情報の取扱者、個人情報の取扱者及び苦情処理の責任者は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者です。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払いください。その他、ご不明な点がございましたらお問合せください。